

「りそなATM外貨預金振替サービス規定」一部改定のお知らせ

当社では、2022年3月14日(月)以降、りそなATM外貨預金振替サービス規定を改定いたします。なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引きいただいているお客さまにも適用されます。この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、窓口までお問合せください。

株式会社 埼玉りそな銀行

1. 改定日

- ・2022年3月14日(月)

2. 対象となる規定

- ・りそなATM外貨預金振替サービス規定

3. 改定内容

- ・次の条項 について以下のとおり改定します。

改定前	改定後
<p>1. りそなATM外貨預金振替サービスの内容について</p> <p>(1)「りそなATM外貨預金振替サービス」(以下「ATM外貨振替サービス」といいます)は、当社の自動サービス機(以下「ATM」といいます)で、円貨普通預金口座のキャッシュカードと外貨普通預金通帳を使用して行うことができる以下のサービスです。</p> <p>①当社のATMにより、あらかじめ指定された円貨普通預金口座からご指定金額を払戻し、申込書記載の外貨(以下、「外貨」といいます)に換算のうえ、あらかじめ指定された外貨普通預金口座へ振替するサービス(以下、「外貨振替」といいます)。</p> <p>②当社のATMにより、あらかじめ指定された外貨普通預金口座からご指定金額を払戻し、円貨に換算のうえ、あらかじめ指定された円貨普通預金口座へ振替するサービス(以下、「円貨振替」といいます)。</p> <p>(2)ATM外貨振替サービスの利用者は、居住者の個人(満20才以上の方)とします。</p> <p>(3)ATM外貨振替サービスの対象となる外貨普通預金口座は当社所定の通貨の口座とし、振替サービスに利用する円貨普通預金口座と外貨普通預金口座は、同一店の同一名義の口座に限定します。</p>	<p>1. りそなATM外貨預金振替サービスの内容について</p> <p>(1)「りそなATM外貨預金振替サービス」(以下「ATM外貨振替サービス」といいます)は、当社の自動サービス機(以下「ATM」といいます)で、円貨普通預金口座のキャッシュカードと外貨普通預金通帳を使用して行うことができる以下のサービスです。</p> <p>①当社のATMにより、あらかじめ指定された円貨普通預金口座からご指定金額を払戻し、申込書記載の外貨(以下、「外貨」といいます)に換算のうえ、あらかじめ指定された外貨普通預金口座へ振替するサービス(以下、「外貨振替」といいます)。</p> <p>②当社のATMにより、あらかじめ指定された外貨普通預金口座からご指定金額を払戻し、円貨に換算のうえ、あらかじめ指定された円貨普通預金口座へ振替するサービス(以下、「円貨振替」といいます)。</p> <p>(2)ATM外貨振替サービスの利用者は、居住者の個人(成年に達した方)とします。</p> <p>(3)ATM外貨振替サービスの対象となる外貨普通預金口座は当社所定の通貨の口座とし、振替サービスに利用する円貨普通預金口座と外貨普通預金口座は、同一店の同一名義の口座に限定します。</p>